

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年7月2日 |
| 【会社名】 | 株式会社G S Iクレオス |
| 【英訳名】 | GSI Creos Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼社長執行役員 吉 永 直 明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区九段南二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 東京(5211)1829 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務審査部長 楠 田 久 裕 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区九段南二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 東京(5211)1829 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務審査部長 楠 田 久 裕 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社G S Iクレオス大阪支店 (大阪市中央区大手町一丁目7番31号(OMMビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社第88期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額 225,798,230円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、吉永直明、中山正輝、荒木靖司、新美一夫、大西文博、西村裕樹および服部和徳を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、松下康彦、後藤芳浩および早野貴文を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、合田勝義を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 (賛成の割合) |
|---|--------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 41,723 | 954 | 0 | 可決(95.95%) |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件 | | | | |
| 吉永直明 | 42,320 | 357 | 0 | 可決(97.32%) |
| 中山正輝 | 42,466 | 211 | 0 | 可決(97.65%) |
| 荒木靖司 | 42,471 | 206 | 0 | 可決(97.67%) |
| 新美一夫 | 42,471 | 206 | 0 | 可決(97.67%) |
| 大西文博 | 42,478 | 199 | 0 | 可決(97.68%) |
| 西村裕樹 | 42,479 | 198 | 0 | 可決(97.68%) |
| 服部和徳 | 34,864 | 7,813 | 0 | 可決(80.17%) |
| 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | | | | |
| 松下康彦 | 42,376 | 301 | 0 | 可決(97.45%) |
| 後藤芳浩 | 42,534 | 143 | 0 | 可決(97.81%) |
| 早野貴文 | 42,526 | 151 | 0 | 可決(97.79%) |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | | | | |
| 合田勝義 | 39,182 | 3,495 | 0 | 可決(90.10%) |

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案から第4号議案までは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 本総会において、議決権を行使することができる株主の有する議決権数は64,119個であります。

3. 賛成の割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以 上